

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年10月12日
【会社名】	株式会社ボルテージ
【英訳名】	Voltage Incorporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 津谷 祐司
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号恵比寿ガーデンプレイスタワー
【電話番号】	03（5475）8193
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部管轄 松永 浩
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号恵比寿ガーデンプレイスタワー
【電話番号】	03（5475）8193
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部管轄 松永 浩
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

当社は、平成28年10月11日開催の取締役会において、平成28年11月1日を効力発生日（予定）として、当社のモバイルコンテンツ事業のうち「LOVE☆スクランブル」にかかる事業（以下、「本事業」）を、新設分割（以下、「本分割」）により新設する株式会社ボルスタに承継させることを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 新設分割の目的

当社グループは、設立以来、企業理念「アート&ビジネス」のもと、ユーザーの心を打つ「恋愛と戦いのドラマ」をテーマとしたコンテンツづくりを追求してまいりました。

現在当社グループは、中期戦略（平成29年6月期から平成31年6月期）に基づき、「15の自律組織づくり」「新展開・新規モデルを生む仕組みづくり」「事業を育て、収益化する仕組みづくり」「グループ体制の進化」に取り組んでおります。

今回、その一環として、平成28年7月1日に設立した「株式会社ボルモ」に続く、女性向け収集育成タイプのコンテンツづくりを行う戦略子会社を設立いたします。代表者に当社執行役員を置き、意思決定の迅速化、商品・販売・組織のマネジメントプロセス最適化を図り、収益性の向上を目指してまいります。

(2) 新設分割の方法、新設分割に係る割当ての内容その他の新設分割計画の内容

①新設分割の方法

当社を分割会社とし、設立する株式会社ボルスタを承継会社とする新設分割であります。なお、本分割は、会社法第805条に基づく簡易分割の要件を満たしているため、株主総会による承認を得ずに行います。

②新設分割に係る割当ての内容

新設会社が本分割に際して発行する株式3,000株は、全て分割会社である当社に割当交付されます。

③その他の新設分割計画の内容

当社が平成28年10月11日の取締役会で承認した新設分割計画の内容は、後述の「新設分割計画書」の通りであります。

(3) 新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

本分割は、当社が単独で行う新設分割であり、本分割に際して新設会社が発行する株式は全て当社に割当交付されることから、第三者機関による算定は実施せず、新設会社の資本金の額等を考慮し、決定したものであります。

(4) 新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ボルスタ
本店の所在地	東京都渋谷区恵比寿四丁目3番8号 KDX恵比寿ビル
代表者の氏名	代表取締役社長 藤田 大介
資本金	30百万円（予定）
純資産の額	129百万円（予定）
総資産の額	165百万円（予定）
事業の内容	モバイルコンテンツ事業

（以下、新設分割計画書の内容）

新設分割計画書

この新設分割計画書（以下、「分割計画書」）は、当社のモバイルコンテンツ事業のうち「LOVE☆スクランブル」にかかる事業（以下、「本事業」）に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社ボルスタ（以下、「新設会社」）に承継させるための新設分割（以下、「本分割」）をなすにあたり、その分割計画の内容を定めるものである。

1. 簡易の新設分割

本分割において当社は、会社法第805条の規定により、当社の株主総会決議による承認を得ないで本分割を行う。

2. 新設会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数は次のとおりとする。

（1）目的

1. 映像ソフト・音声ソフト・音楽ソフトの企画、製作、買付、販売
2. インターネットコンテンツ・コンピュータソフトの企画、製作、販売
3. 映像ソフト・音声ソフト・音楽ソフト・インターネットコンテンツ・コンピュータソフトの企画・製作・販売に関するコンサルティング
4. 音楽著作権の管理
5. 音楽著作物の利用の開発
6. キャラクターグッズの企画、製作、販売
7. 書籍・雑誌・テレビ番組・ラジオ番組の企画、製作、販売
8. インターネットを利用した通信販売
9. インターネットを利用した広告事業
10. インターネットを利用した各種情報提供サービス
11. 前号に付帯する一切の事業

（2）商号

株式会社ボルスタ（Volsta Incorporation）

（3）本店の所在地

東京都渋谷区恵比寿四丁目3番8号 KDX恵比寿ビル

（4）発行可能株式総数

12,000株

3. 定款

新設会社の定款の規定は、別紙1の「定款」に記載のとおりである。

4. 新設会社の設立時取締役等の氏名

新設会社の設立時取締役は次のとおりとする。

設立時取締役	藤田 大介
設立時取締役	津谷 祐司
設立時取締役	津谷 奈々子
設立時取締役	横田 晃洋

新設会社の代表取締役は次のとおりとする。

設立時代表取締役 藤田 大介

新設会社の設立時監査役は次のとおりとする。

設立時監査役 若林 信正

5. 新設会社が当社から承継する権利義務等

新設会社は当社から分割に際し、当社が平成28年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに成立日の前日までの増減を加除した、本事業に関する資産、負債、雇用契約その他の権利義務（その詳細は別紙2の「承継権利義務明細表」に定める）を成立日に承継する。

なお、新設会社が当社より承継する債務については、重畳的債務引受の方法によるものとする。

6. 新設会社設立の日

平成28年11月1日とする。ただし、分割手続の進行上必要あるときは、当社は取締役会の決議を経てこれを変更することができる。

7. 新設会社が分割に際して発行する株式の種類及び数ならびにその割当て
新設会社は、設立に際して発行する普通株式3,000株をすべて当社に対して割り当てるものとする。
8. 新設会社の資本金の額及び準備金の額に関する事項
新設会社の設立の際における資本金及び資本準備金等の額は、次のとおりとする。
①資本金 金3,000万円
②資本準備金 新設会社が当社より承継を受けるべき資産の総額から、新設会社が当社より承継を受けるべき負債の総額及び上記①の資本金の額を控除した額
9. 条件の変更
当社は、分割計画書作成後成立日に至るまで、天災地変その他の事由により当社の財政状態または経営状態に重大な変更が生じた場合、その他本分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本分割計画書を変更し、または本分割を中止することができるものとする。
10. 競業
当社は、本分割の効力発生後において本事業に関し、一切の競業避止義務を負わないものとする。
11. 規定外事項
本分割計画書に定める事項の他、本分割に関し必要な事項は、本分割計画書の趣旨に従って、当社取締役会の決議を経てこれを決定することができる。

平成28年10月11日

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー
株式会社 ボルテージ
代表取締役 津谷 祐司

別紙 1

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ボルスタと称し、英文ではVolsta Incorporationと表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1.映像ソフト・音声ソフト・音楽ソフトの企画、製作、買付、販売
- 2.インターネットコンテンツ・コンピュータソフトの企画、製作、販売
- 3.映像ソフト・音声ソフト・音楽ソフト・インターネットコンテンツ・コンピュータソフトの企画・製作・販売に関するコンサルティング
- 4.音楽著作権の管理
- 5.音楽著作物の利用の開発
- 6.キャラクターグッズの企画、製作、販売
- 7.書籍・雑誌・テレビ番組・ラジオ番組の企画、製作、販売
- 8.インターネットを利用した通信販売
- 9.インターネットを利用した広告事業
- 10.インターネットを利用した各種情報提供サービス
- 11.前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を 渋谷区 に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告方法は、官報に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、12,000株とする。

(株券の発行)

第 6 条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(基準日)

第 8 条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主を、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
②前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第 9 条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定

の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他一般承継人が署名若しくは記名押印し、共同して提出しなければならない。法務省令の定める事由による場合は、株式所得者が単独で請求でき、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

（質権の登録および信託財産の表示等の請求）

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名若しくは記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

（手数料）

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

（株主の住所等の届出）

第12条 当会社の株主および登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社の定める書式により、その氏名、住所および印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

第3章 株 主 総 会

（招集）

第13条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

（招集権者および議長）

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。
②会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
②株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第17条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は3名以上とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の設置)

第21条 当会社は、取締役会を置く。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

②取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役がこれを招集し議長となる。

②前項により定められた招集権者又は議長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

②当会社は取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役

(監査役の設定)

第30条 当会社は、監査役を置く。

(員数)

第31条 当会社の監査役は、1名以上とする。

(選任方法)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(剰余金の配当)

第37条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第38条 剰余金の配当が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第39条 当会社の最初の事業年度は、当会社設立の日から平成29年6月30日までとする。

(設立時取締役、設立時代取締役および設立時監査役)

第40条 当会社の設立時取締役、設立時代取締役および設立時監査役は、次のとおりとする。

設立時取締役	藤田大介
設立時取締役	津谷祐司
設立時取締役	津谷奈々子
設立時取締役	横田晃洋

設立時代取締役	藤田大介
---------	------

設立時監査役	若林信正
--------	------

(法令の準拠)

第41条 この定款に記載のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

(附則の削除)

第42条 本附則は、最初の定時株主総会の終結の時をもって削除する。

以上

上記定款は、分割により東京都渋谷区恵比寿四丁目3番8号 KDX恵比寿ビル 株式会社ボルスタ設立のため作成したものであって、本定款は、分割が効力を生じた時からこれを施行する。

別紙2

承継権利義務明細表

新設会社が当社から承継する本事業に属する資産、負債、雇用契約、その他権利義務は次のとおりとする。

なお、新設会社が当社より承継する権利義務のうち資産及び負債の評価は、平成28年9月30日現在の当社の貸借対照表の計算を基礎とし、これに本分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産及び負債

(1) 流動資産

本事業に属する売掛金等の流動資産 95,473,316 円

(2) 固定資産

本事業に属するソフトウェア等の固定資産 69,703,531 円

(3) 流動負債

本事業に属する未払費用等の流動負債 36,047,195 円

2. 承継する雇用契約等

新設会社は、本事業に従事する当社の従業員と当社間の雇用契約を承継しない。

ただし、当社は、分割の効力発生日において、新設会社が必要とする従業員を新設会社に出向させる。その際の出向に関する条件は、当社および新設会社協議の上、別に定める。

3. 承継する契約その他の権利義務等

本事業のみに関して締結している一切の契約及びこれに付随する一切の権利義務。

ただし、雇用契約及び商標権に関するものは除く。

以上